# 多賀町立大滝たきのみやこども園重要事項説明書

# 1. 施設の目的及び運営の方針

## (1) 運営主体(事業者の概要)

事業者の名称	多賀町
事業者の所在地	多賀町多賀324
事業者の連絡先	0749-48-8111
代表者氏名	多賀町長 久保 久良

## (2) 施設の概要

種	別	幼保連携型認定こども園						
名	称	多賀町立大滝たきのみやこども園						
所在	王地	滋賀県犬上和	滋賀県犬上郡多賀町富之尾1586番地5					
連絲	 各先	電話 0	電話 0749-49-0312					
	•	FAX 0749-49-0312						
施設县	長氏名	橋本 悟						
開設生	<b>F</b> 月日	平成18年	(2006	(年) 8月				
	年齢区分	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
利田安昌	1号	一人	一人	一人	7 人		14人	2 1 人
利用定員	2 号・3 号	3 人		1 2 人	8 人		16人	3 9 人
	合計	3 人		1 2 人	8人		16人	60人
	<ul><li>◎教育・保育目標</li></ul>							
		・未来には	・未来にはばたくことが出来る心豊かでたくましい人づくり			ŋ		
		◎運営の指針						
		1. 乳幼!	1. 乳幼児期の健全な心身の基礎を培い、基本的生活習慣や態度			や態度		
当園の基本	理念・方針	の育成に努める。						
		2. 直接体験や感動体験を大切にした活動を重視し、豊かな心情や						
			思考力の芽生えを培い、夢中になって遊ぶ子供の育成に努める。					
		3. 家庭	との連携を	密にし、	地域の自然	然や様々な	(人々との)	触れ合い
		を通じて、互いに協力して乳幼児期の健全育成に努める。				る。		

4. 乳幼児が心身ともに健康で十分な保育が受けられるように安全で整備された環境作りに努める。

## (3) 施設の概要

敷地	敷地全体	3, 681.40 m <sup>2</sup>
	園庭	1, 715 m²
園 舎	構造	鉄骨造 平屋建て
	延べ	7 8 8 m²

## (4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	2	57.31 m²
調乳室	1	3. 14 m²
沐浴室	2	1 2 . 5 4 m²
保健室	1	2. 30 m²
保育室	4	175.69 m²
職員室	1	27.08 m²
遊戲室	1	1 0 6 . 0 8 m²
調理室	1	2 6. 6 0 m²
便所	2	4 6 . 8 4 m²
廊下その他		289.15 m²

### (5) 職員体制(令和6年(2024年)4月1日 現在)

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1 人	1 人	0 人	
園長補佐	1 人	1 人	0 人	
保育教諭	17人	15人	2 人	
看護師	1 人	1 人	0 人	

## (6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

## 【1号認定子ども(教育標準時間認定)短時部】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで				
*/ <del>/~</del> n-\- BB	1. 1.	基本:8時30分~14時00分			
教育時間	平日	延長:14時00分~16時00分			
	日曜日・土曜日・祝日				
	夏季 (7月20日~8月31日)				
休業日	冬季(12月24日~1月6日)				
	春季 (3月25日~4月8日)				
	※祝日等により変動有り				

## 【2号・3号認定子ども(保育認定)長時部】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで			
		基本: 8時00分~16時00分		
	平日	早朝:7時30分~8時00分		
保育標準時間		延長:16時00分~19時00分		
		基本: 8時00分~12時00分		
	土曜日	早朝:7時30分~8時00分		
		延長:12時00分~13時00分		
	平日	基本: 8時00分~16時00分		
保育短時間	土曜日	基本: 8時00分~12時00分		
		早朝:7時30分~8時00分		
		延長:12時00分~13時00分		
	日曜日・祝日			
休業日	年末年始(12月29日~1月3日)			
	※盆期間・年度末・年度初は希望保育			

## (7)利用料等

利用者負担(月額保育料)	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担(保育料)			
		(1日1時間利	2,000円	
		用1月当たり)	2, 000 H	
	   1 号認定子どもの預かり保育	(1日1時間以		
	1 分談だすともの頂がり休月     に係る費用	上利用1月当た	4,000 円	
預かり保育・延長保育	に戻る資用	ŋ )		
		(1時間)	150 円	
		(1時間以上)	300 円	
	2号・3号認定子どもの延長保	おやつ代として	100円	
	育に係る費用	/回	100	
給食費	1号認定 給食費	1月当たり	4,000円	
	2・3号認定 給食費	1月当たり	4,500円	
	絵本代金	1月当たり	約500円	
	各種教材代	1年当たり	約5,000円	
	制服代		3,960円	
実費徴収 (参考)	ショートパンツ大滝小		2,805円	
	ショートパンツ多賀小		3, 135円	
	遊び着		1,485円	
	カラー帽子		940円	
その他	保護者会費	1年当たり	3,000円	

# (8) 支払方法

月額保育料、給食費(副食費) 支払方法:口座振替、納付書払い 支払期日:毎月25日 その他経費 現金等により都度支払

### (9) 提供する特定教育・保育の内容

「未来にはばたくことが出来る心豊かでたくましい人づくり」を目指します。

☆園庭や近隣の施設を活用し全身を使って遊び込み、バランスの取れた体づくりを目指 します。

☆遊びの中で考えたり、試したり、工夫したりする姿を大切にして自分の思いを表現する力を育みます。

☆豊かな自然の中で五感を研ぎ澄まし、いきいきと遊び、豊かな心を育みます。

☆家庭的な雰囲気の中で異年齢児が関わり、相手を思いやる心を育みます。※ その他、 施設としての特色のある特定教育・保育の内容を記載することも可能。

☆ 本園では年間を通して自然保育に取り組んでいます。四季折々の自然の変化を全身で感じ、心も体も解放し、思う存分遊び込む活動をするので衣服が汚れる事があります。高取山での活動機会は年間通じてあり、山で遊ぶ時に着用する衣服の用意を常に準備していただいています。(特に3・4・5歳児組)

#### (10)年間行事予定

#### 行事内容

園式

遠足 (春・秋)

親子フェスティバル

こどもの日お楽しみ会

七夕

祖父母お楽しみ会

クリスマス会

たきのみやなかよしステージ

ひな祭り会

誕生会・なかよしタイム・お話会

英語で遊ぼう(5歳児)

## (11) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

	【1号認定子ども】					
	・ 施設の管理者が定めた選考方法による					
利用者の内定	【2号・3号認定子ども】					
	・町が行う利用調整による					
利用決定	利用契約書の締結による					
	<ul><li>1号・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき(卒園を</li></ul>					
	含む。)					
退園理由	・保護者から退園の申出があったとき					
	・利用継続が不可能であると町が認めたとき					
	・・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき					
利用に当たっての						
留意事項						

### (12) 学校医•嘱託医

医療機関の名称	大辻医院 川相診療所
医院長名	大辻 常男
所在地	犬上郡多賀町川相254番地
電話番号	0 7 4 9 - 4 7 - 1 8 5 6

# (13) 学校歯科医・嘱託歯科医

医療機関の名称	藤本歯科医院
医院長名	藤本 直也
所在地	大上郡多賀町多賀1328番地
電話番号	0 7 4 9 - 4 8 - 1 8 7 1

### (14) 緊急時における対応方法

子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡 先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

### 【管轄する消防署】

消防署名	彦根市消防本部 犬上分署
所在地	犬上郡甲良町横関689番地1
電話番号	0749-38-3130

### 【管轄する警察署】

警察署名	彦根警察署
所在地	彦根市古沢町660番地3
電話番号	0749-27-0110

### (15) 非常災害対策

防火管理者	園長補佐
消防計画届出年月日	令和 6 年 5 月 3 0 日
避難訓練	消火訓練・通報訓練・避難訓練・防災訓練のいずれかを月1回実施
防災設備	消火器、自動火災報知機、誘導灯・誘導標識等
避難場所	第1次避難所 大滝たきのみやこども園園庭
	第2次避難所 滝宮スポーツ公園体育館
緊急時の連絡手段	電話、緊急一斉メール等での情報提供

### (16) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	園長、園長補佐
相談・苦情解決責任者	教育総務課長、園長
第三者委員	民生児童委員

## 【要望・苦情等への対応方法】

要望・苦情等を受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。

### (17) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険会社	全国町村会
保険の内容	総合賠償補償保険

### (18) 個人情報の取り扱い

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。